

国設剣山山系鳥獣保護区
マスター プラン

平成 14年 4月 11日

環境省 自然環境局
山陽四国地区自然保護事務所

1 鳥獣保護区の現状

(1) 鳥獣生息環境（地況、植生等）

国設剣山山系鳥獣保護区は、四国山地の東部に位置し、剣山（1955m）から三嶺（1893m）への稜線を中心とした標高概ね1000m以上の地域であり、行政的には徳島県、高知県の両県にまたがっている。このうち、特別保護地区は、稜線近くの部分と丸笹山（1711m）の西側などを中心に指定されている。

植生的には、ブナを中心とした落葉広葉樹林であり、その上部にはダケカンバ、コメツガなどが現れ針広混交林となり、その上部にシコクシラベなどを中心とする亜高山帯植生となっている。さらに稜線部には、シコクザサを中心としたササ原が発達している。

(2) 生息動向

主な生息鳥獣は以下の通りである。

このうち、ツキノワグマは、現在、四国内で唯一の確実な生息地としなっており、レッドデータブックで絶滅のおそれのある地域個体群として記載されており、その生息数は多くても20頭未満と言われている。

（鳥類）

ハチクマ、ツミ、ハイタカ、ノスリ、サシバ、クマタカ、ハヤブサ、チョウゲンボウ、コジュケイ、ヤマドリ、アオバト、ジュウイチ、カッコウ、ツツドリ、ホトトギス、コノハズク、オオコノハズク、ヨタカ、ハリオアマツバメ、ヤマセミ、ブッポウソウ、アオゲラ、オオアカゲラ、コゲラ、ヒバリ、ツバメ、イワツバメ、キセキレイ、ビンズイ、サンショウクイ、ヒヨドリ、モズ、カワガラス、ミソサザイ、カヤクグリ、コマドリ、コルリ、ルリビタキ、ジョウビタキ、トラツグミ、クロツグミ、アカハラ、シロハラ、マミチャジナイ、ツグミ、ヤブサメ、ウグイス、メボソムシクイ、エゾムシクイ、センダイムシクイ、キクイタダキ、キビタキ、オオルリ、サメビタキ、コサメビタキ、エナガ、コガラ、ヒガラ、ヤマガラ、シジュウカラ、ゴジュウカラ、メジロ、ホオジロ、ホオアカ、アトリ、カワラヒワ、マヒワ、ハギマシコ、オオマシコ、ウソ、イカル、カケス、ハシボソガラス、ハシブトガラス

（獸類）

ニホンザル、ノウサギ、ニホンリス、ムササビ、ヤマネ、ツキノワグマ、タヌキ、テン、イタチ、アナグマ、ハクビシン、ニホンイノシシ、ニホンジカ、ニホンカモシカ、

(3) 捕獲状況の概要

この地域においては、カラス類、ウサギ、ハト類、イノシシ等による農林業被害が生じている。

ただし、平成13年度においては、捕獲許可の実績はない。

2 国設鳥獣保護区の設定目的

(1) 設定目的

ツキノワグマ、カモシカといった大型哺乳類、クマタカなどの猛きん類の行動圏が広域に及ぶ大

型鳥獣をはじめ、この地域に生息する多様な鳥獣相を保護するため、大規模生息地として保護区を設定している。また、この大規模生息地の中核的な地域として、特別保護地区を設定している。

(2) 保護管理業務の実施に当たっての留意事項

① ツキノワグマ個体群

本保護区を主要な生息域とする四国のツキノワグマ個体群に関しては、継続的な情報収集を行い現状の把握に努めると共に、関係行政機関と緊密な連携を図りながら対策を進めることとし、総合的な対策の枠組みづくりに努めることとする。

② 情報の収集

本保護区は、区域が広域に及び、また、ツキノワグマ、猛禽類など生息密度の低い鳥獣が生息するため、保護区の状況を把握するためには、継続的で積極的な情報の収集が必要である。このような情報の収集に当たっては、地域の自然環境等に精通している地域住民、農林業者等と連携を図ることで効果的な情報の収集を行うことが重要である。

③ 関係主体との連携

本保護区の保護管理に当たっては、野生鳥獣関係のみならず、農林業、自然公園なども含め、関係する国や県の行政機関、関係市町村、地域住民、事業者、NPOなどと情報を共有し、連携を図りながら取組を行うことが重要である。

3 許認可に関する事項

(1) 法第8条の8第5項に基づく工作物等の許可

「国設鳥獣保護区特別保護地区内行為許可取扱要領」に基づき処理するものとする。

(2) 法第12条第1項に基づく鳥獣捕獲の許可

「鳥獣捕獲許可等取扱要領について」に基づき処理するものとする。

(3) 法第15条に基づく劇薬等の使用許可

「鳥獣捕獲許可等取扱要領について」に基づき処理するものとする。

4 施設の整備及び管理に関する事項

(1) 国設鳥獣保護区の標識

既存標識については、毀損等の場合更新していくものとする。

① 標識

鳥獣保護区標識 30基

特別保護地区標識 8基

② 案内板

国設剣山山系鳥獣保護区案内板 6基

(2) その他国設鳥獣保護区の保護及び利用に必要な施設

必要に応じ本保護区に関する解説施設を整備する。

5 その他管理に必要な事項

(1) 巡視（現状把握及び密猟等の防止のため）

国設鳥獣保護区管理員2名の配置を継続する。

また、職員による定期的な巡視を励行する。

(2) 利用者の指導

巡視時において、本保護区の重要性、鳥獣類の愛護思想等について普及啓発を図るなど、様々な手段での普及啓発、情報提供に努める。

(3) 鳥獣の生息状況調査

毎月、鳥獣保護管理員が鳥獣類の生息状況調査を実施しており、これを継続していくものとする。

6 鳥獣保護区図面及び台帳

別紙のとおり

剣山山系

I 04 05 18

2000-179219

平成十二年度 国設鳥獣保護区台帳

平成十二年度 剣山山系鳥獣保護区台帳

保存期間起算日 2001

環境省自然環境局

保存期間(年) 30

山陽四国地区自然
保護事務所野生生
物科

廃棄時期 2031

別紙1 国指定鳥獣保護区台帳様式

